

千葉県入札監視委員会令和5年度第2回臨時会議 審議概要

開催日及び場所	令和6年3月27日(水) 午前9時30分から正午 千葉県庁中庁舎1階建設工事紛争相談室	
委員	田部井 彩 (中央学院大学法学部准教授) 寺部 慎太郎(東京理科大学理工学部教授) ◎ 轟 朝幸 (日本大学理工学部教授) ○ 永井 香織 (日本大学生産工学部教授) (敬称略・五十音順) ◎ 委員長 ○ 副委員長	
県土整備部幹部職員	菰田災害・建設業担当部長 高橋建設・不動産課長	
関係課	企業局計画課、企業局施設整備センター、企業局経理課、 県土整備部建設・不動産課(事務局)	
審議対象期間	—	
審議内容	入札及び契約の過程に関する 再苦情の申立てについて	備考
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課契約・審査班)

TEL 043-223-3116

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 一式見積りの場合は、「千葉県企業局建設工事指名業者選定基準」の第5に記載されている、9者以上又は12者以上に見積りを依頼する仕組みである、という理解でよろしいか。</p>	<p>○ 工事一式又は委託業務一式については、「千葉県企業局建設工事指名業者選定基準」の第5に記載されている、9者以上又は12者以上に審査会を経て依頼するものである。</p>
<p>○ 企業局で行っている事務の取扱について、「千葉県公共建築工事積算基準」に手続が記載されていないということで、手続については、「積算基準（水道編）」を参考にしているという理解でよろしいか。</p>	<p>○ 「公共工事等の見積りに関する事務取扱要領」にただし書きがあり、材料の単価や歩掛の部分的な見積りに関しては、積算基準における設計単価等の見積り方法によるもの、とされており、今回の水道工事の見積りについては当局の積算基準（水道編）の手続を踏んで依頼しているところである。</p>
<p>○ 今回は積算基準（水道編）を使用したということによろしいか。</p>	<p>○ 見積りの手続については、当局の積算基準（水道編）において千葉県企業局が発注する全ての水道工事に適用されることから、当局の積算基準（水道編）により、見積りを依頼している。</p>
<p>○ 今後どうするかという点が大事だと思うので、附帯意見に寄せた答申にした方がいいのではないかと思う。</p>	<p>○ 事務局から答申案について説明を行う。</p>
	<p>○ 附帯意見を記載している。 見積の依頼と指名業者の選定が明確に区別されていないという点が本件の一番の原因であると思慮されることから、積算に用いる単価を設定するための積算内容の一部について見積依頼する場合、依頼先が当該見積もり辞退するときにはその事実のみを把握するようにして、見積書を提出しないと指名されないと誤解が生じないように事務を改善すべきであると附帯意見としてまとめている。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ もし今後、同様の事態が起きた場合は、業者は見積に依拠していなくても、指名されると言ってもよいのか。 ○ 当委員会では不当であると判断した場合はどうなるのか。 ○ 申立人に対し、謝罪する必要があると思う。謝罪して、今後は改善していくといった意見にしたいと思う。 ○ 結局のところ、結論が不当としても、不当ではないとしても、工事をやり直すという選択肢がないのであれば、どちらも結論も大きな差はないが、不当か否かの線引きは難しいと思う。 今後の改善点を意見するならば、本論の中では、記載できないため、附帯意見とするしかないと思う。この件に関する判断として、不当として終わらせるのが一般的という感覚がある。 仮に不当という結論にした場合、さらに改善を求める委員会からの附帯意見を記載すると体裁としておかしいか。 ○ 我々としては、今後、同じことがないようにしてほしいという点は示したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的判断となるので、見積辞退のみをもって指名しないという判断はない。 ○ 仮に不当と判断された場合であっても、再苦情に対する委員会としての意見であって、本委員会の意見を根拠として、法的な訴えをするといった効力はないと考える。 発注者側としても、不当となったからといって、工事は完了しているため、入札をやり直すことは現実的ではないと考える。附帯意見の改善すべき点を履行していくことは変わらないと考える。 ○ 不当という結論であれば、不当の理由を前面に記載することになるので、附帯意見ではなくなるのではないかと思う。改善を目的とするのであれば、不当ではないという結論に附帯意見を付するのが一般的であると考えている。
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ○ 入札監視委員会は、第三者機関なので、あくまで中立的な立場から意見を述べているというような表現ができればいいと思う。 ○ 不当とは言えないという点は妥当ということか。 ○ 不当として、裁判となった場合、工事はやり直せないが何等かの保障を求められることはあるのか。 ○ 不当とは違法性があるという意味のものか。 ○ 本委員会では、違法、適法を判断する場ではないと考えるが、共通認識としては、違法ではないと認識している。その上で不当と結論付けるか、それとも、指名があっても、受注ができないことが読み取れることから、不当とまでは言えないと判断するかその点の意見を伺いたい。 ○ 不当と判断することも可能かと考える。 ○ 一度不当である場合の答申案を作成してもらいたい。両案比べて判断したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 否定的な肯定となっている。 ○ 可能性は否定できないが、本委員会は、行政不服審査のような性質ではなく、発注者に対して意見を付する目的なので、今回の結果を法的根拠として、訴えることはできないものと考えている。弁護士にも相談したが、今回は不利益がどのようなものか明確でなく、名誉的なものを回復するためのものであることが想定され、そのような性質であれば、賠償額としても高額ではないことから、費用面から考えても、求償は現実的ではないのではないかと意見いただいている。 ○ 違法とはまで言えないと考える。
---	---

- 事務の改善を行うべきであるという方向で答申を作成する。その後、各委員で答申文を確認することとする。